

## 普通預金

1. 商品名	普通預金
2. 預入対象	個人・法人・各種団体
3. 期間	定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時お預け入れいただけます。 1円以上 1円単位
5. 払戻方法	随時払い戻しいたします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	毎日の店頭表示の利率を適用します(変動金利)。 毎年3月と9月の当組合所定の日に支払います。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算。
7. 税金	・個人：源泉分離課税20%（国税15%・地方税5%） ※マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間は復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・法人：総合課税
8. 手数料	・当組合のキャッシュカードで、提携金融機関のATMを利用した場合（預入・払戻）に徴求された手数料は、翌月20日までに当該口座に返戻します。 ※グループカードは返戻対象外です。 ・長期間ご利用のない口座（毎年10月末日の「長期間ご利用のない口座判定日」とし、この日において2年以上ご利用のない口座）は、年間440円（税込）の口座管理手数料を口座から引落しさせていただきます。ただし、組合員の口座および当組合の定期預金または融資をご利用中の預金者の口座を除きます。 なお、預金口座残高が口座管理手数料未満の場合は、残高全額を口座管理手数料に充当のうえ、同口座を解約することができるものとします。 詳しくはホームページの預金規定をご覧ください。
9. 付加特約等	個人のものとは総合口座取引の貸越に利用することができます。
10. 預金保険について	適用対象（1人当たり他の適用預金と合算して元本1,000万円までとその利息が保護対象）
11. 金利情報	ホームページにてご確認ください。窓口にお問い合わせください。

<p>12. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>・ <b>苦情処理措置</b> ご契約内容や商品に関する苦情等は、本店または下記の窓口にお申し出ください。</p> <p>【神戸市職員信用組合総務部】 078-984-0500 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前8時45分～午後5時30分</p> <p>・ <b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>詳しくはホームページの「苦情処理・紛争解決措置の概要について」をご覧ください。</p>
------------------------------	--